佐賀県医師国民健康保険組合の保険料納入方法について

　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　ご氏名

以下の方法になりますので、いずれかに〇を付して、ご提出下さい。

（　　）１. 診療報酬費（社保・国保）より控除（毎月）

（　　）２. 佐賀県医師信用組合の先生の普通預金口座より引き去り（毎月）

　　　　佐賀県医師信用組合に口座をお持ちでない場合は口座開設が必要になります。

（医師信用組合から口座開設の手続きに係る書類等を送付します。）

（　　）３. 本組合口座への振込

　　　　毎月末日までに下記口座に振り込み頂きます。

振込は毎月でも纏めての振込でもどちらでも結構です。

振込手数料は先生のご負担となります。

　　　　　　　振込先　　　佐賀県医師信用組合　本店　普通　１１８０